

平成 22 年 3 月 4 日

病院管理責任者殿

社団法人日本産科婦人科学会

理事長 吉村泰典



産婦人科医の負担軽減と処遇の改善に関するお願い

平成 22 年度診療報酬改定では、「病院勤務医の負担軽減」が主要課題の一つとなっています。言うまでもないことですが、安全で安心な地域医療を確保するためには、地域の基幹となる病院で安定した産婦人科医療提供がなされることは必要不可欠です。そのために、大多数の病院で産婦人科勤務医は少人数で過剰かつ過酷な診療に従事しています。そのような勤務実態が放置されてきたことが、産婦人科をはじめとする勤務条件の厳しい諸診療科の医師不足の重大な原因の一つであることには疑問の余地がありません。

貴院におかれましては、既に勤務医の勤務環境と処遇の改善にご尽力を賜っていることと存じます。今回の診療報酬改定を機会に、さらにこの問題への対応にご努力をお願い申し上げます。

特に、以下の点を強く要望いたします。

1. 勤務医の勤務状況を具体的に把握すること。
2. 勤務医の勤務状況を正當に評価し処遇すること。特に、時間外勤務・拘束に対しては適正な手当を支給すること。
3. 勤務医の勤務時間・拘束時間の短縮のための方策を講じること。
4. ハイリスク妊娠・分娩管理加算については、産婦人科医の処遇改善を目的として本学会として厚生労働大臣に要望し、その拡大を実現してきているという経緯があり、現場で過重勤務を余儀なくされている産婦人科医への処遇改善に資する用途に用いること。

地域産婦人科医療提供体制を確保するため、本学会は、各医療機関と手を携えて努力してまいり所存です。今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

 社団法人 日本産科婦人科学会

〒113-0033 東京都文京区本郷2丁目3番9号 ツインビュー御茶の水3階

TEL : 03-5842-5452

FAX : 03-5842-5470

E-mail : nissanfu@jsog.or.jp